

平 監 第 17 号
令和 5 年 7 月 27 日

平 川 市 長 長 尾 忠 行 様
平川市議会議長 桑 田 公 憲 様

平川市監査委員 鳴 海 和 正

平川市監査委員 工 藤 秀 一

随時監査の結果報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定に基づき随時監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告する。

記

第 1 監査の概要

1 監査の実施日

令和 5 年 7 月 18 日から同月 21 日まで

2 監査の対象

平賀地域の消防団(第 1 分団～第 10 分団)及び女性消防団(第 20 分団第 1・2 部)

3 監査の実施内容

本監査は、下記事項について関係書類との照合、検査を行うとともに、消防団員及び関係職員から説明を聴取することにより実施した。

【評価項目】

- ① 令和 4 年度における会計簿（通帳等）及び出動日誌等の整備管理状況
- ② 令和 5 年度における機械器具の整備点検状況及び屯所内の備品の管理状況

第2 監査等の結果

消防団は、団員らの自らの地域は自らで守るという郷土愛護精神に基づき組織され、地域密着性、要員動員力、即時対応力の3つの特性を生かしながら消防防災活動を行っている。消防団は地域の消防防災体制の要であり、常備消防のみでは対応不可能な大規模災害時には、住民の避難支援や災害防御等も行うなど地域の安全確保のために果たす活動に対して心から敬意を表するものである。

監査の結果、消防団運営費交付金の出納管理について、多くの分団において差引簿が整備されていたことを確認した。出納簿、通帳のほか支出根拠となるレシートも保管するなど理想的な管理をしている分団もあり、他分団においても同様の管理方法を実施いただきたい。

出動日誌等の整備管理状況については、特に問題はなかった。

機械器具の整備点検状況については、月1回の整備点検を確実に実施し、破損等による事故の発生や消火活動へ支障が生じないように管理いただきたい。

屯所内の備品の管理状況については、備品管理簿と備品現数との相違や廃棄処分すべき消防用ホース等の現存が見られたため、適正な処理をお願いする。